

霧島市省エネ家電

買換支援事業

手引き

事前申込：令和7年12月10日以降受付分

令和7年12月1日更新
霧島市企画部地域政策課

目次

1	事業の概要	1 ページ
2	補助の対象者	1 ページ
3	補助対象となる省エネ家電製品	1 ページ
4	補助の対象経費	2 ページ
5	補助率、補助限度額	2 ページ
6	手続きの流れ	3 ページ
7	各種様式記入例	6 ページ
8	交付申請書添付書類の例	9 ページ

【1 事業の概要】

霧島市では、エネルギー価格の高騰による負担の軽減や温室効果ガス排出量の削減を図るため、既存の家電から一定基準を満たす省エネ家電製品に買い換える費用の一部を補助します。

【2 補助の対象者】

補助金の交付内定者を決定しようとする日及び補助金の交付を決定しようとする日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる方を補助の対象とします。

- 市民・・・霧島市内に住所を有する世帯の世帯主
- 事業者・・・霧島市内に所在する事業所を運営する事業者（代表者）

ただし、次のいずれかに該当する者については、補助金交付の対象外とします。

- ・基準日において市税を滞納している者
- ・霧島市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び第2号に規定する暴力団員
- ・暴力団関係法人等
- ・政治団体
- ・宗教上の組織または団体
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- ・令和7年度において補助金の交付を受けた者

◇該当する事業者とは？

⇒霧島市内に所在する事業所で事業を営む法人又は特定非営利活動法人もしくは個人事業主。

◇住居兼事業所の場合はどうしたらいいの？

⇒住宅の一部又は全部を事業所として使用している場合は、市民又は事業者のいずれか一方を補助対象者としますので、どちらかで申込みをしてください。

【3 補助対象となる省エネ家電製品】

対象製品は冷蔵庫、エアコン、LED照明器具で次の全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 住宅の既存の家電製品（冷蔵庫、エアコン、照明器具）からの買換えであること
- (2) 霧島市内の住居または事業所に設置されるものであること
- (3) 令和7年2月14日から令和8年2月13日までに購入されたもの
- (4) 霧島市内に所在する有人店舗で購入されたもの（市外店舗、ネット購入は対象外）
- (5) 新品であること
- (6) 最新の目標年度の省エネ基準達成率が70パーセント以上であること

＜最新の目標年度＞
★省エネ基準達成率
は省エネ型製品情報
サイトで確認しまし
ょう。



対象製品名		目標年度
冷蔵庫		2021 年度
エアコン	壁掛形	2027 年度
	壁掛形以外、マルチタイプ	2029 年度
LED 照明器具		2020 年度

←省エネ型製品情報サイト QR コード

掲載されていない場合はカタ
ログ等で確認してください。

【4 補助の対象経費】

対象経費は、補助対象となる省エネ家電製品の本体購入費、設置工事費（設置に必要な部品代を含む）の消費税を抜いた価格です。

次の額は補助対象経費から除きます。

- クーポン等の利用により割り引かれた額
- 古い家電製品の下取り額又は売却額

※他の団体（国や地方公共団体など）が行う補助制度との併用はできません。

【5 補助率、補助限度額】

補助率は、補助対象経費の3分の1に相当する額（1,000円未満切り捨て）で、補助限度額は省エネ基準達成率の区分によって異なります。

＜区分＞省エネ基準達成率	補助限度額
100パーセント以上（省エネ性マークがグリーン）	3万円
70パーセント以上 100パーセント未満 (省エネ性マークがオレンジ)	2万円

グリーンとオレンジを組み合わせての申込みも可能ですが、補助上限額は3万円となります。

例えば・・・

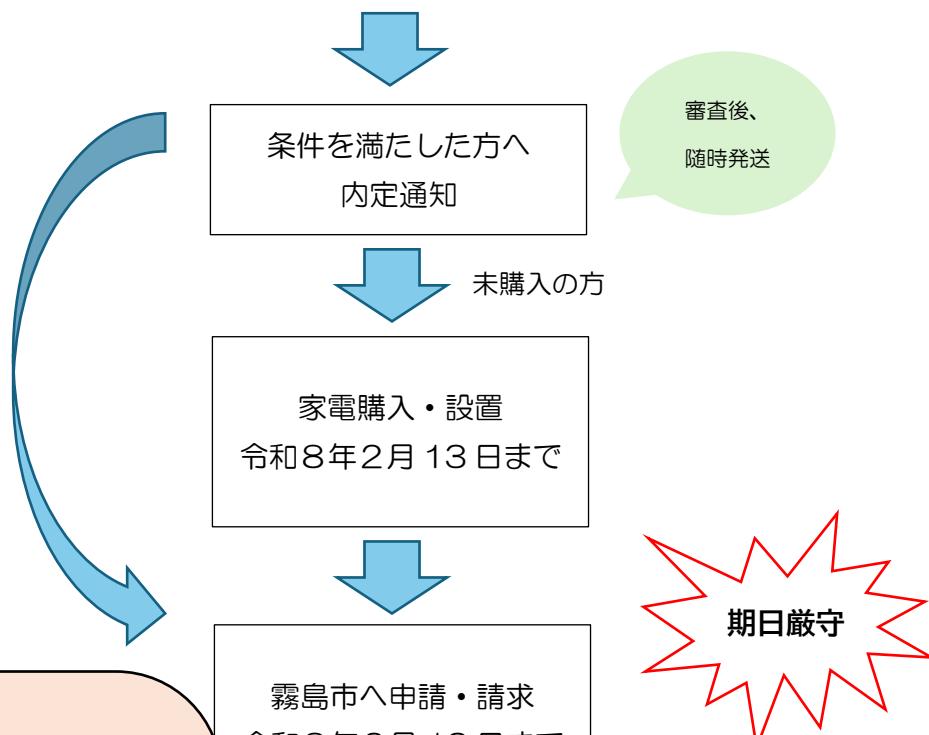
パターン	製品	省エネ基準 達成率	金額（税抜き）	区分ごとの 補助金額	補助限度額
①	冷蔵庫	100%	84,000円	—	28,000円
②	冷蔵庫	75%	84,000円	—	20,000円
③	エアコン	105%	75,000円	25,000円	30,000円
	照明器具	95%	18,000円	6,000円	
④	エアコン	78%	99,000円	20,000円	20,000円
	冷蔵庫	89%	84,000円		

パターン④の場合、区分が同じなので2製品買っても上限は2万円！

【6 手続きの流れ】

フローチャート

事前申込
(補助金の交付を希望する方)
期間：令和7年12月10日から令和8年2月13日まで先着順
※予算の範囲を超えるときに受付を停止し、予算の範囲を超えることとなった日の受付については、その日に提出されたものについて抽選を行い、申込みの順序を決定します。



＜添付書類＞

- ①次の事項が全て記載されている領収書
又はレシートの写し
 - ・購入日、購入した店舗名及び所在、購入した家電製品名及び機種型番、支払金額の内訳（本体購入費、設置工事費、設置に必要な部品代）
- ②買換え後の対象省エネ家電製品の設置状況が分かる写真
- ③口座名義人、口座番号等が明記されている通帳又はキャッシュカードの写し
- ④冷蔵庫・エアコンの場合については以下の書類も添付
旧家電製品を処分する際の家電リサイクル券（排出者控え）等の写し又は下取り・売却を証する書類の写し

(1)事前申込

購入予定の製品・機種型番・省エネ基準達成率・購入予定金額等を記入し、事前申込みをします。

申込方法：①市ホームページから電子申請

②事前申込書を受付窓口に提出

受付窓口⇒地域政策課、隼人地域振興課

各総合支所地域振興課、

市民サービスセンターコア・よか、福山市民サービスセンター

③事前申込書を郵送にて提出（地域政策課地球温暖化対策グループあて）

郵送先：〒899-4394

霧島市国分中央3丁目45番1号 企画部地域政策課

事前申込期間：令和7年12月10日～令和8年2月13日までの間先着順

事前申込

＜事業者は以下の書類を添付＞

- 事業所の所在並びに代表者の氏名を確認することができる公的な書類
(例) 確定申告書（直近）の写し、履歴事項全部証明書の写し、
営業証明書の写しなど
※発行から3か月以内のもの。（確定申告書の写しを除く）
- 個人事業主は、事業を営んでいることを証明する書類
(例) 開業届の写し、確定申告書（直近）の写し
※発行から3か月以内のもの。（開業届の写し・確定申告書の写しを除く）
- 個人事業主で市外に住所を有する者は、居住地の滞納なし証明書
※書類提出日から1週間以内のもの。交付申請時也要提出。

書類	発行先
履歴事項全部証明書	法務局
営業証明書（法人）	霧島市税務課
滞納なし証明書（市外居住の個人事業主）	居住地の自治体

※開業届の写し（個人事業主）が手元にない場合は、税務署へ問い合わせてください。

(2)内定通知

事前申込の内容を審査し、要件を満たしている方に内定通知書を郵送します。

内定通知

結果通知：審査後、随時発送

(3)家電の購入・設置

対象製品を購入・設置し、旧家電製品を処分します。(※)
事前申込のときに記入した製品から変更がある場合は、省エネ基準達成率が70%以上の対象製品であるか確認しましょう。

省エネ基準達成率が100%以上の製品で事前申込していた場合に、実際の購入が70%以上の製品になった場合、補助金の限度額が下がります。
また、省エネ基準達成率が70%以上の製品で事前申込していた場合に、実際の購入が100%以上の製品になった場合、補助金の限度額は上がりません。
(※) 既に購入済みの方は(4)の申請請求へ進んでください。

家電購入

(4)申請請求

内定通知に同封されていた「補助金交付申請書」を記入します。
住所、連絡先、製品の機種型番を確認し、購入金額や振込先の情報、チェックリストを記入し、添付書類を準備しましょう。

申請請求

＜添付書類＞

- ①次の事項が全て記載されている領収書又はレシートの写し
 - ・購入日、購入した店舗名及び所在、購入した家電製品名及び機種型番、支払金額の内訳（本体購入費、設置工事費、設置に必要な部品代）
- ②買換え後の対象省エネ家電製品の設置状況が分かる写真（カラープリント）
- ③口座名義人、口座番号等が明記されている通帳又はキャッシュカードの写し
- ④冷蔵庫・エアコンの場合については以下の書類も添付
 - 旧家電製品を処分する際の家電リサイクル券（排出者控え）等の写し又は下取り・売却を証する書類の写し

＜提出方法＞

- ①電子申請（内定通知書記載のQRコードから申請フォームに入れます）
- ②地域政策課へ郵送（〒899-4394 国分中央三丁目45番1号）
- ③受付窓口へ持参
 - （地域政策課、隼人地域振興課、各総合支所地域振興課、市民サービスセンターコア・よか、福山市民サービスセンター）

印刷・現像・
郵送が不要な
電子申請が
おすすめです！

(5)交付決定通知・振込

提出された書類に不備がなければ、交付決定通知を送付します。
補助決定通知には、振込予定日と振込先の情報（一部）が記載されていますので、届いたら確認をしてください。
申請から振込までは1か月～1か月半かかります。

補助決定

振込

事前申込書記入例

第1号様式（第8条関係）

霧島市省エネ家電買換支援事業補助金事前申込書

令和 7年 9月 10日

事前 申込者	フリガナ	キリシマ タロウ	生年月日
	世帯主氏名	霧島 太郎	大正・昭和・平成 17年 11月 7日生
	住所	〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号	
	電話番号	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	※日中連絡がとれる番号を 記入してください。

※事業者の場合、世帯主氏名は「代表者氏名」に、住所は事業所の「所在地」に読み替えてください。

※販売店は霧島市内の店舗に限ります。（市外の店舗や通販等は対象外）

※補助の対象は、省エネ家電製品の本体購入費、設置工事費、設置に必要な部品で、消費税、クーポン等の引、古い家電製品の下取り（買取）代金を除きます。

※他の団体から補助を受けた省エネ家電製品は本事業の対象となりません。

※製品の変更は可能ですが、補助対象製品であるか確実に確認してください。

※事業者の方は事前申込みに必要な書類がありますので、必ず市ホームページの手引きを確認してください。

チエツク漏れがあると受付できません

以下の事項に誓約・同意する場合はチェック欄□に「✓」を入れてください。

- 霧島市内に住民票（事業者は事業所）があり、市税を滞納していません。
 - 暴力団員ではありません。また、暴力団や暴力団員との関係はありません。
 - 霧島市内の店舗で新品の対象省エネ家電製品を購入し、令和8年2月13日までに霧島市内の自宅（事業者は事業所）に設置を完了します。
 - 抽選結果の通知前に家電製品を買い換える場合でも、抽選の結果、補助金交付内定者とならない場合（落選）があることを承知しています。
 - 買換え前の家電製品は、店舗等で適正に処分します。
 - 配達記録の残らない方法で事前申込書を郵送する場合において、事前申込書の不着について霧島市は責任を負いません。その場合、事前申込書が霧島市に到着したか確認がとれないことをもって事前申込（抽選）が行われないことに同意します。
 - 補助金交付要件の該当可否等を審査するため、市が必要な個人情報等の公簿の確認を行うことに同意します。

(注) 抽選に当選した場合には、令和7年12月10日を目途に補助金交付申請書（兼請求書）を郵送します。申請の際は、本体購入費と設置工事費の内訳（購入日、購入額明細、機種型番、購入店名・所在）が記載されたレシート又は領収書の写し、買換え後の設置状況写真、買換え前の家電の家電リサイクル券排出者控等の写し（冷蔵庫、エアコンのみ）、補助金振込口座の写し等が必要になります。

交付申請書記入例

第4号様式（第10条関係）

（表面）

令和 年 月 日

霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付申請書

（宛先）霧島市長

霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請し、請求します。

【申請者兼請求者情報】

申請者兼請求者	フリガナ	キリシマ タロウ	生年月日
	世帯主氏名	霧島 太郎	H17年11月7日生
	住所	〒899-4394 霧島市国分中央3丁目45番1号	
	電話番号	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	※日中連絡がとれる番号を記入してください。
	当選番号		月 日付けで通知した交付内定通知書の当選番号

【買換えた対象省エネ家電製品の情報】

買換えた対象省エネ	製品名	メーカー	機種型番	省エネ基準達成率	本体購入費（税抜）	設置工事費（税抜）
	LED 照明器具	パナソニック	LSEB1162	123%	15,000	2,000
事前申込書で記入した情報が印字されています。						
変更がある場合は、空いてる行に実際購入したもの記入してください。						

※事業者の場合、世帯主氏名は「代表者氏名」に、住所は事業所の「所在地」に読み替えてください。

※販売店は霧島市内の店舗に限ります。（市外の店舗や通販等は対象外）

※補助の対象は、省エネ家電製品の本体購入費、設置工事費、設置に必要な部品で消費税を除きます。

※本体の購入費は、クーポン等の割引、古い家電製品の下取り（買取）代金を除きます。

※他の団体から補助を受けた省エネ家電製品は本事業の対象となりません。

※事前申込した製品から変更することは可能ですが、補助対象であるか確実に確認してください。

⇒裏面も記入してください。

以下、霧島市記入

補助金交付申請額 兼請求額	円	請求限度額： 6000 円 ※この欄は記入しないでください。
------------------	---	-----------------------------------

金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号を記入してください。

【交付する補助金の振込先】

振 込 口 座	金融機関名	店舗名	預金種別	口座番号					
	〇〇銀行	〇〇支店	普通・当 座	○	○	○	○	○	○
	フリガナ	キリシマ タロウ							
	氏 名	霧島 太郎							

【補助金申請の誓約・同意事項】

以下の事項に誓約・同意する場合はチェック欄□に「✓」を入れてください。

- 霧島市内に住民票（事業者は事業所）があり、市税を滞納していません。
- 暴力団員ではありません。また、暴力団や暴力団員との関係はありません。
- 購入した対象省エネ家電製品は、居住する霧島市内の自宅（事業者は事業を営む事業所）に設置し、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付、又は担保にしません。
- 買換え前に自宅（事業者は事業を営む事業所）に設置していた同品目の家電製品は、店舗等で適正に処分しました。
- 配達記録の残らない方法で申請書兼請求書を郵送する場合において、申請書兼請求書の不着について霧島市は責任を負いません。その場合、申請書兼請求書が霧島市に到着したか確認がとれないことをもって補助金の交付が行われないことに同意します。
- 補助金交付要件の該当可否等を審査するため、市が必要な個人情報等の公募の確認を行うことに同意します。

郵送・窓口持参の方は
自署が必要です。

上記のすべての項目に誓約、同意します。

令和 7年 ○月 ○日
自署 霧島 太郎

※押印は不要です。

【提出書類のチェックリスト】

本申請書兼請求書に以下の書類を添付して、チェック欄□に「✓」を入れてください。
なお、添付書類に不備がある場合は受付できません。

- 領収書又はレシートの写し
※購入日、購入した店舗名及び所在、購入した対象省エネ家電製品名及び機種型番、支払
金額の内訳（本体購入費と設置工事費）が記載されているもの。
- 買換え後の対象省エネ家電製品の設置状況が分かる写真
※紙申請の場合はカラー印刷か現像した写真を添付。
- 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳又はキャッシュカードの写し
※原則、申請者本人の名義のもの。世帯主以外の同居の世帯員の口座に振り込む場合は
委任状が必要。
- 買換え前の冷蔵庫、エアコンを処分する際の「家電リサイクル券（排出者控え）」
の写し、又は下取り・売却を証する書類の写し

照明器具の場合チェックは要りません

【アンケート調査】

以下のアンケートにお答えください。

☞ 今回の対象省エネ家電製品への買換えにより、家計の負担軽減（電気使用料の削減）に
つながると思いますか。

- つながると思う。
- つながらないと思う。
- 分からない。